

令和8年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,475 戸
(2) 年間総給水量	6,775,862 m ³
(3) 一日平均給水量	18,564 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道管路更新事業	330,997 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,629,458 千円
	第1項 営業収益			1,517,847 千円
	第2項 営業外収益			111,609 千円
	第3項 特別利益			2 千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			1,572,509 千円
	第1項 営業費用			1,464,406 千円
	第2項 営業外費用			107,902 千円
	第3項 特別損失			201 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額536,517千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,873千円、当年度分損益勘定留保資金371,298千円、建設改良積立金118,346千円で補てんするものとする)。

		収	入	
第1款	資本的収入			432,457 千円
	第1項 企業債			294,900 千円
	第2項 負担金			1 千円
	第3項 出資金			35,815 千円
	第4項 補助金			100,981 千円
	第5項 開発負担金			759 千円
	第6項 固定資産売却代金			1 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			968,974 千円
	第1項 水道改良費			292,047 千円
	第2項 水道管路更新事業			330,997 千円
	第3項 企業債償還金			345,930 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業会計システム賃貸借	令和8年度から令和13年度	25,560 千円
公用車賃貸(令和8年度分)	令和8年度から令和13年度	3,996 千円
公用車両再リース(令和8年度分)	令和8年度から令和10年度	1,953 千円
水道施設情報管理システム賃貸借	令和8年度から令和13年度	56,200 千円
塩竈市水道料金等調定収納システム賃貸借	令和8年度から令和13年度	76,950 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道管路更新事業 水道改良事業	千円 204,900 90,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項水道管路更新事業費、第3項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 283,667 千円
- (2) 交際費 1 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,672千円と定める。

令和8年2月16日提出

塩竈市長 佐藤 光樹